

「史書」と「史篇」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-07-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 阿辻, 哲次 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008868

「史書」と「史篇」

阿 辻 哲 次

漢字の形・音・義を研究する学問、いわゆる「小学」は、清朝の考証学の隆盛により飛躍的な発展を遂げた。彼ら考証学者は、理論的思考を重視した宋学に対して経書の実証的研究を重んじ、その時彼らが扱ったのが「小学」であった。清朝一代における「小学」研究の成果は汗牛充棟の観があり、とりわけ『説文解字』の研究が大きな比重を占めた。『説文解字』には絶対的な權威が与えられていたといっても過言ではない。⁽¹⁾

『説文解字』の研究は、その後現代に至るまで「小学」研究のうちの最重要領域となっているが、その反面、『説文解字』成書以前の「小学」、すなわち西漢の時代に「小学」が如何なる形で存在していたかという点に対しての具体的な考察はほとんど為されていないと言つてよい。

本稿に西漢の「小学」をとりあげて考察する所以である。

一、『漢書』に見える「小学」の用例

「小学」の語は『史記』には見えず、『漢書』に至つて始めて出現する。⁽²⁾ いまその用例を掲げ、分析を加えてみよう。

- ① (元始)五年、徵天下通知逸經・古記・天文・曆算・鍾律・小學史篇・方術・本草、及以五經・論語・孝經・爾雅教授者、在所爲駕一封軺傳、遣詣京師、至者數千人、(平帝紀)
- ② 夫推曆生律制器、規圓矩方、權重衡平、準繩嘉量、探蹟索隱、鉤深致遠、莫不用焉、度長短者不失豪釐、量多少者不失圭撮、權輕重者不失黍粟、紀於一、協於十、長於百、大於千、衍於萬、其法在算術、宜於天下、小學是則、職在太史、羲和掌之、(律曆志・上)
- ③ 八歲入小學、學六甲五方書計之事、始知室家長幼之節、十五入大學、學先聖禮樂、而知朝廷君臣之禮、(食貨志・上)
- ④ 凡小學十家、四十五篇、(藝文志)
- ⑤ 古者八歲入小學、故周官保氏掌養國子、教之六書、(同上)
- ⑥ 至元始中、徵天下通小學者、以百數、各令記字於庭中、(同上)
- ⑦ 初、(杜)鄴從張吉學、吉子竦又幼孤、從鄴學問、亦著於世、尤長小學、鄴子林、清靜好古、亦有雅材、建武中歷位列卿、至大司空、其正文字過於鄴竦、故世言小學者由杜公、(杜鄴傳)
- ⑧ 令天下小學、戊子代甲子爲六旬首、冠以戊子爲元日、昏以戊寅之旬爲忌日、百姓多不從者、(王莽傳・中)

上例を検討すれば、そこには二種の意味が存在することが知られる。一つは資料②・③・⑤・⑧のもので、初等教育機関、すなわち「小学校」の義であり、他の一つは資料①・④・⑥・⑦に見える、文字の研究を意味する「小学」である。

周知のごとく、後者の方、すなわち文字研究の義は、前者の初等教育機関を意味する「小学」から発展して成立したものである。その関係は資料⑤として掲げた「藝文志」の記事や、『説文解字』叙の

周禮、八歲入小學、保氏教國子先以六書

と記される文に示されており、さらに資料⑦「杜鄴伝」の「尤長小学」句に附す顔師古注には、両者の関係についてより明確に、

小學謂文字之學也、周禮、八歲入小學、保氏教國子以六書、故因名云。

と命名の由来を述べる。それらの文の「周礼、八歳入小学」との記述は、書物としての『周礼』には見えず、この「周礼」の語は「周の礼制」と解釈すべきであろうが、その「八歳入小学」との制が如何なる伝承に拠るものかは明確でない。

西漢の教育制度、とりわけ初等教育制度に関しては明確な資料がないが、「太学」が国家によって設立されたものであるのに対し、「小学」は民間で需要に応じて自主的に作られていったものであろう。それがやがて、学制の整備につれて国家によって制度化されたものと筆者は考える。

「読み書き算盤」と言うように、教育の基礎は識字教育に重点が置かれ、やがて文字の研究にも「小学」の名が附与されたのであろう。『周礼』保氏の職との関係はともかくとして、「小学」の名称に関する顔師古の説は妥当と考えてよい。

「小学」の名称の由来については以上の如く考えられるが、それではその具体的な情況は如何なるものであったのか。西漢の「小学」を考察する資料としては、『漢書』藝文志と『說文解字』叙が重要であり、いまその両者に見える記事を年代順に整理して掲げて考えよう。

- ④ 漢興、閭里書師合蒼頡・爰歷・博學三篇、斷六十字以爲一章、凡五十五章、并爲蒼頡篇、(藝文志)
- ⑤ 武帝時、司馬相如作凡將篇、無復字、(藝文志)
- ⑥ 蒼頡多古字、俗師失其讀、宣帝時、徵齊人能正讀者、張敞從受之、(藝文志)

孝宣時、召通倉頡讀者、張敞從受之、(『說文』敘)

① 元帝時、黃門令史游作急就篇、(藝文志)

② 成帝時、將作大匠李長作元尚篇、(藝文志)

③ 至元始中、徵天下通小學者以百數、各令記字於庭中、揚雄取其有用者、以作訓纂篇、順續蒼頡、又易蒼頡中重複之字、(藝文志)

涼州刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近亦能言之、(筆者按、指倉頡篇而言)、孝平時、徵禮等百餘人、令說文字未央廷中、以禮爲小學元士、黃門侍郎楊雄采以作訓纂篇、(說文敘)

上に掲げた資料を見れば、西漢の「小学」に終始中心的存在であったのは『倉頡篇』であったことが知れよう。

資料③に見える張敞は杜林の外曾祖父に当り、美陽から出土した鼎の銘文を読み得た人として有名である。その話は『漢書』郊祀志下に見えるが、⁵⁾郊祀志には「張敞好古文字」と記されており、宣帝の時にはすでにこのような古代文字を読み得ることは特筆すべき才能であった。そのような時代的情況に応じて、『倉頡篇』の正確な伝承のために国家が力を入れていたことが資料③・④によって知られ、また資料①・②によれば、『倉頡篇』は民間の「書師」が、おそらくは教材として使用したものであろうと考えられる。資料③・④・⑤・⑥に見えるように、『倉頡篇』以後にも口訣字書は続々と作成されている。それらはおそらく資料③の揚雄の例のように、『倉頡篇』をモデルにして継承してゆくものであろう。まとめれば、西漢の「小学」は『倉頡篇』を中心に展開した。始めは民間の「書師」の携わっていた仕事だが、やがては国家的規模で推進されるに至る『倉頡篇』の伝承の背景には、重要な要因が介在する。それが「尉律」といわれるものであろう。

二、「尉律」について

西漢の「小学」発展の推進力となったと思われる重要な記事が、『漢書』藝文志と『說文解字』叙に見える。「蕭何律」とか「尉律」とか呼ばれるものがそれである。

漢の建国の功臣の一人として知られる蕭何が、律九章を作ったことは『漢書』刑法志に見えており、⁽⁶⁾ここにとり上げる「尉律」もその一と考えられるが、その内容については、『漢書』藝文志と『說文解字』叙の間に微細な異同がある。

まず『漢書』藝文志では

漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學僮、能諷書九千字以上、乃得爲史、又以六體試之、課最者、以爲尙書御史史書令史、吏民上書、字或不正、輒舉劾、

とあり、『說文解字』叙では、

尉律、學僮十七已上始試、諷籀書九千字、乃得爲史、又以八體試之、郡移太史并課、最者以爲尙書史、書或不正、輒舉劾之、

と記されている。

両者の間の異同の大きなものとしては、太史の課する試験の内容の書体が、「藝文志」では六体、『說文解字』の方では八体、とされていることである。この六体と八体に就いては、やはり『說文解字』叙に詳細に記述があるが、⁽⁷⁾それに拠れば、六体は王莽期以後に整理されたものであるから、蕭何の定めたという律の規定で、太史が課したというのは八体でなければならぬ。段玉裁の「八體、漢志作六體、攷六體乃亡新時所立、漢初蕭何帥律、當沿秦八體耳」との指摘に従うべきであろう。

他にも細部にわたつての異同がいくつかあるが、今はそれらに深くは入らず、段玉裁の総括的な指摘を掲げておく。

許與班略異、而可互相補正、(中略)、班書之成、雖在許前、而許不必見班書、固別有所本矣、

さて以上をまとめると、「尉律」とは、太史が学僮に、数種の書体と九千字の文字を諷籀することを課し、優秀な合格者は尚書や御史の属官につけた、という制度であった。

さて、ここで問題となるのが、「藝文志」に見える、

以爲尚書御史史書令史

の句をどう読むかという点である。後述する如く『漢書』には「史書」という語がいくつも見えるから、筆者はこの句を「以て尚書・御史の史書令史と為す」と読むべきであると考え、そうすると次の問題として、その「史書令史」とは何かを説明せねばならない。尚書や御史は『漢書』百官公卿表にも記載される官であるが、「史書令史」の語はその用例を見ない。ここで三たび段氏を引くと、段氏はこの句を

云史書令史者、謂能史書之令史也

と説明している。ここでその「史書」について、考察を加えなければならぬ。

三、「史書」について

「史書」の語は『漢書』に数例見える。順に見てゆくと、次の通りである。

〔元帝紀〕

贊曰、臣外祖兄弟爲元帝侍中、語臣曰、元帝多材藝、善史書、鼓琴瑟、吹洞簫、自度曲、被歌聲、分判節度、窮極幼

眇、

〔貢禹傳〕

（禹上書言）武帝始臨天下、……用度不足、乃行壹切之變、使犯法者贖罪、入穀者補吏、是以天下奢侈、官亂民貧、盜賊並起、亡命者衆、郡國恐伏其誅、則擇便巧史書、習於計簿、能欺上府者、以爲右職、姦軌不勝、則取勇敢能操切百姓者、以苛暴威服下者、使居大位、故亡義而有財者顯於世、欺謾而善書者尊於朝、諍逆而勇敢者貴於官、故俗皆曰、何以孝弟爲、財多而光榮、何以禮義爲、史書而仕宦、何以謹慎爲、勇猛而臨官、

〔王尊傳〕

王尊、字子贛、涿郡高陽人也、少孤、歸諸父、使牧羊澤中、尊竊學問、能史書、年十三、求爲獄小吏、數歲、給事太守府、問詔書行事、尊無不對、太守奇之、除補書佐、署守屬監獄、

〔酷吏傳〕

嚴延年、爲人短小精悍、敏捷於事、……吏忠盡節者、厚遇之如骨肉、皆親鄉之、出身不顧、以是治下無隱情、然疾惡泰甚、中傷者多、尤巧爲獄文、善史書、所欲誅殺、奏成於手、中主簿親近史不得聞知、

〔西域傳〕

初、楚主侍者馮嫪、能史書、習事、嘗持漢節爲公主使、行賞賜於城郭、諸國敬信之、號曰馮夫人、爲烏孫右大將妻、右大將與烏就屠相愛、都護鄭吉使馮夫人說烏就屠、以漢兵方出、必見滅、不如降、烏就屠恐曰、願得小號、宣帝徵馮夫人、自問狀、

〔外戚傳〕

孝成許皇后、大司馬車騎將軍平恩侯嘉女也、……后聰慧、善史書、自爲妃至卽位、常寵於上、後宮希得進見、

『漢書』には上掲の「史書」の用例が見える。今その分析はあとにし、先に「史書」に対する従来の解釈を検討する。まず最初は、周の宣王の太史籀の作った『史籀篇』を指す、とする考え方があつた。これは、「元帝紀」の注に引く応劭の説に

周宣王太史籀所作大篆

とあり、また張懷瓘『書断』上にも、

漢書藝文志云、史籀十五篇、以史官製之、用以教授、謂之史書

と云う。

次に、史書とは隸書の異名であるとする考え方があつた。段玉裁は前掲の『說文解字』の記事に注して、

漢人謂隸書爲史書、故孝元帝、孝成許皇后、……皆云善史書、大致皆謂適於時用、

と言ひ、また錢大昕『二十二史考異』も、

應（劭）說非也、漢律、太史試學僮、能諷書九千字、乃得爲史、……蓋史書者令史所習之書、猶言隸書也、善史書者謂能識字作隸書耳、豈皆盡通史籀十五篇乎、

と言ふ。

さらに、史書とは「太史書」であるとする考え方があつた。これは「藝文志」の注に引く臣瓚注に、

史書、今之太史書

とのみあるものである。

『漢書』に見える「史書」の用例を検討すると、元帝紀と外戚伝を除く他は、すべてきわめて実務的な用途に使用され

たものであることがわかる。

漢代は隸書の通行した時代であつた。出土する文物の中に、小篆で記された漢代のものを見出すことは容易ではない。前にも言及した、張敞が美陽から出土した鼎の銘文を釈読し、賞讃を受けたとの故事が物語るように、漢代ではすでに古代文字を読み得ることは驚異的な才能と考えられていたのである。そのような時代に、籀書（大篆）のような古代文字を、実務的方面に使用していたとは到底考えられない。

次に史書を隸書と考える説を検討しよう。居延や武威などの地から大量に出土した漢簡によつても知られるように、漢代に一般に通行していた、中心的書体は隸書であつたことは明白である。もし「史書」がただちに単なる隸書を意味するものであるとすれば、隸書が通行する時代において「善史書」という評価が成立するのは奇妙であると言わねばならない。さらにまた、『漢書』には「能史書」という表現もあるのだから、「史書」とは、何らかの習得するには努力を要する書体であつたと考えるべきであろう。「史書」を、一般に通行していた隸書そのものとする説にも、やはり従い難い。

第三の、臣瓚の注に見える「太史書」と言われるものは、正確なことがわからない。臣瓚は六朝期の人と思われるが、その当時の太史書と言われるものを筆者はまだ検出し得ず、その資料もあまりないと思われる。

このように検討してみると、従来の説はすべて従いがたく、今一度考えなおす必要があろう。

「史書」の語は前掲の『漢書』に見えるもの以外に、『論衡』の中にも一例ある。『論衡』程材篇に言う、

論者多謂儒生不及彼文吏、見文吏利便而儒生陸落、則詆訾儒生以爲淺短、稱譽文吏謂之深長、是不知儒生、亦不知文吏也、……（中略）……、是以世俗學問者、不肯竟經明學深知古今、急欲成一家章句、義理略具、同趨學史書、讀律諷令、治作情奏、習對向、滑習跪并、家成室就、召署輒能、

上の資料に見える「史書」は、官吏になるための準備として学習されたものであることが明白である。官吏に採用され

るために文字を学習する、と言えば当然、上掲の「尉律」が想起されよう。ここでもう一度「尉律」を検討してみよう。

四、太史・尚書・御史の職掌

『漢書』藝文志と『説文』叙に見える「尉律」は、太史が学僅に文字の試験をし、成績優秀者は尚書や御史の「史書令史」になれるという制度であった。ここで、太史・御史・尚書の職掌を『漢書』百官公卿表と『統漢書』百官志¹⁾によって考察してみよう。

太史は『漢書』百官公卿表には、

奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞、景帝中六年更名太常、屬官有太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫六令丞、

と記され具体的な職掌の記載はないが、『統漢書』百官志にはやや詳しく、

太史令一人、六百石、掌天時星曆、凡歲將終、奏新年曆、凡國祭祀喪娶之事、掌奏良日及時節禁忌、凡國有瑞應災異、掌記之、

と記されている。太史の主な職責は新年の曆譜を作成することであったと内藤湖南博士の述べる如く、漢代においては太史は文字とそれほど深い関係にはなかったと思われる。

尚書は『漢書』百官公卿表には、

少府、秦官、掌山海地澤之稅、以給共養、有六丞、屬官有尚書・符節・大醫、……成帝建始四年、更名中書謁者令爲中謁者令、初置尚書、員五人、有四丞、

と簡単に記載するのみであるが、『統漢書』には、

尚書令一人、千石、丞奏所置、武帝用宦者、更爲中書謁者令、成帝用士人、復故、掌凡選署及奏下尚書曹文書衆事、

尚書六人、六百石、成帝初置尚書四人、分爲四曹

常侍曹尚書主公卿事

二千石曹尚書主郡國二千石事

民曹尚書主凡吏上書事

客曹尚書主外國夷狄事

と詳細に記されている。

ここで考えねばならないのは、右に見える、成帝の時にはじめて尚書四人が置かれたとの記述であるが、これには別の説がある。

応劭の『漢官儀』⁽¹²⁾には言う、

尚書四員、武帝置、成帝加一爲五、有常侍曹尚書、主丞相御史事、二千石尚書、主刺史、戶曹尚書、主人庶上書事、

主客尚書、主外國四夷事、成帝加三公尚書、主斷獄事、

応劭によれば、まず武帝が尚書四曹を設け、のち成帝が「三公尚書」を加えたのであるという。また、楊樹達氏⁽¹³⁾は、

考劉向傳、元帝時、中書令石顯幹尚書、尚書五人皆顯黨、然則漢初本有五曹矣、

と考えている。

以上の如く、尚書官の設けられた年代についてはいくつかの考え方があがあるが、鎌田重雄氏⁽¹⁴⁾に拠れば、尚書の職は漢初からすでに存在し、のち徐々にその職掌が発展し、複雑になっていったと考えられるという。

もう一つ、御史については『漢書』百官公卿表には、

御史大夫、秦官、位上卿、銀印青綬、掌副丞相、有兩丞、秩千石、一曰中丞、在殿中蘭臺、掌圖籍秘書、外督部刺

史、内領侍御史員十五人、受公卿奏事、舉劾按章、成帝綏和元年更名大司空、金印紫綬、祿比丞相、置長史如中丞、官職如故、

とあり、『統漢書』百官志には、

御史中丞一人、千石、御史大夫之丞也、舊別監御史在殿中、密舉非法、及御史大夫轉爲司空、因別留中、爲御史臺率、後又屬少府、

治書侍御史二人、六百石、掌選明法律者爲之、凡天下諸讞疑事、掌以法律當其是非、

侍御史十五人、六百石、掌察舉非法、受公卿羣吏奏事、有違失舉劾之、凡郊廟之祠及大朝會、大封拜、則二人監威儀、有違失則劾奏、

と記されている。

以上の太史・尚書・御史の職掌をふまえて、『漢書』に見える「史書」の資料にもどつて再び分析を加えてみよう。

〔元帝紀〕に見える「史書」は、皇帝の材芸の一つに数えられている。これは後の〔外戚伝〕の許皇后の例と同類のものであり、『後漢書』にも同様の例、つまり宮中の貴人の材芸の一つと数えられるものがある。⁽¹⁵⁾

〔貢禹伝〕では、筆者の引いた文は武帝の創始にかかる贖罪法を批判した上書文であり、贖罪法によつて天下は大いに乱れたと貢禹は言う。郡国は中央から誅せられることを恐れ、そこで「史書」に便巧にして計簿に習ひ、能く上府を欺す者を択びて、以て右職と爲す」と記されている。そこでは「史書」は地方の官庁が中央を欺すのに必要な条件とされている。「習於計簿」とは、地方から中央へ提出される文書、帳簿などの操作が巧みであることを言うのであろう。

とすれば「史書」とは、地方から中央へ提出された文書に關係ある文字ということになる。前掲の諸官の職掌の資料の中で、『統漢書』百官志に見える二千石曹尚書は、「郡国二千石の事を主どる」とされる。この規定に従えば、地方から中

央へ提出される文書は、まず二千石曹尚書のもとへ届けられたと考えられる。ところで、郡国は文書を操作するために「史書」に便巧なる者を択んだのであった。すなわち「史書」は二千石曹尚書（あるいはその職掌にあった尚書）の地方行政面で使用された文字であることが知れよう。

次に「王尊伝」と「酷吏伝」であるが、この二つの資料はともに獄に関係する。

王尊は苦学して「史書」ができるようになり、十三歳の時、獄の小吏になろうとした。その後数年して、大守によって書佐に補せられ、獄の官となっている。

また「酷吏伝」の嚴延年を見ると、彼は「尤も獄文に巧みにして史書を善く」し、疾む者を自由に誅殺した、と言う。

この二例の「史書」はともに裁判の文書に関係がある。裁判は御史の職掌であった。「続漢書」百官志には御史の職に「非法を挙ぐ」の記述がある。獄吏は御史の配下に位置したのであろうから、この二つの資料に見える「史書」は御史の職にある者が使った文字と考えられる。

「西域伝」に見える馮嫫という女性は、漢の公式使者として諸国を回り、烏孫の右大将の妻となり、烏孫を降らせるのに功績のあった女性である。その人の特技として「史書」が書けたと記されている。前掲の資料によれば、尚書のうち客曹尚書は「外国夷狄の事を主どる」とされている。西漢の時代には多くの外国や異民族と交渉が持たれ、外国対策は漢帝国の中でもかなりの比重を占めていた。その政策を担当する尚書にかわって、一女性が烏孫に行き、成果を収めた。馮嫫について言われる「能史書」とは、漢の公式使者として外国と交渉するための必要な条件だったと考えられる。つまり「史書」は外交政策を掌どる職、客曹尚書などに関係ある文字であると言える。

以上の様に考察してみると、「元帝紀」と「外戚伝」を除く他の用例に見える「史書」は、尚書・御史の職に関係する文字であると考えられよう。その具体的な例としては、郡国から中央へ提出される文書、あるいは裁判用の文書または外

交に関する文書に用いられる書体であった。郡国の統治や、裁判・外交用の文書といえ、それはきわめて公的な性格の強い文書である。間違いのあつてはならない、厳密な文書であつたらう。「史書」とは、すなわち、それらの公的文書を書く際に用いられるべき書体をいうのであらう。

尚書・御史の職は、尉律によれば、太史の課する文字の試験によつて選出されたものであつた。その選出された人々は、さまざまな公的性格をもつ文書を書かねばならなかつたのであるから、太史の課した試験の中にも、その公式文書に用いられる書体が含まれていたことは想像に難くない。

太史の試験は、九千字の諷籀と、数種の書体（六種とも言い、八種とも言う）の二方面に分かれていた。その書体数種の中のどれが「史書」に相当するのかわ明確ではないが、隸書の通行していた漢代で、公式文書に要求されたものは当然に隸書であつたらう。

すなわち「史書」とは太史の課した試験の中に含まれる、公式文書を書くのに用いられる書体としての隸書の一パターンであつたと考えるのが最も妥当ではなからうか。

「史書」を隸書と考える説は、前掲の如く段玉裁や錢大昕などの先学ですで見えるものである。しかし隸書全般を「史書」と呼ぶのではない。今日見得る漢簡に記されている隸書体は、私信や緊急の際に書かれたと思われる走り書きに近いものから、一画一画を方正に謹飭に書かれたものまで、実に種々多様な様相を示している。「史書」とはその隸書のうちの、謹飭なものを指すのであらう。それが「史書」と呼ばれるのは、おそらく「令史」たちの用いた書体であつたことに由来するのであらう。

なお、「元帝紀」と「外戚伝」の資料について筆者の考えを述べておこう。文字が実用的必要から離れて、鑑賞を意図する美的方面の追求がおこった時、そこに書道芸術が成立する。西漢は書道史の上では前史と言つてよいが、皇帝や皇后、皇女の材芸の一つとして文字が登場する時、そこに書道の萌芽を見得るのではないか。「史書」が元来の用途から離れて、材芸の一つに組みこまれてゆく過程を「元帝紀」と「外戚伝」の資料はもの語る。『後漢書』では「史書」が材芸として位置づけられているのも上の推論の裏付けとなるのではないか。

五、「史篇」について

「史書」と密接な関係にあると思われる語に「史篇」がある。その用例を見ると、最初に掲げた『漢書』平帝紀の元始五年に種々の分野の学者を徴した記事の中に「小学史篇」に通じる者が徴されており、同じ事実が『漢書』王莽伝では「史篇文字」と記されている。⁽¹⁷⁾

また『漢書』揚雄伝の賛には、

實好古而樂道、其意欲求文章、成名於後世、以爲經莫大於易、故作太玄、傳莫大於論語、作法言、史篇莫善於倉頡、作訓纂、箴莫善於虞箴、作州箴、……皆斟酌其本、相與放依而馳騁云、

とある。

この「史篇」も従来は『史籀篇』であると解釈されていたが、揚雄伝では「経莫大於易、故作太玄」の表現と「史篇莫善於倉頡、作訓纂」との表現を対比すれば、「史篇」は『倉頡篇』を包括するものでなければならず、「史篇」を『史籀篇』であるとは解釈し得ない。また前に西漢の「小学」の情況考察の資料⁽¹⁸⁾として掲げた『説文』叙に揚雄の「倉頡訓纂」成書の過程が見えるが、それによれば、平帝の元始五年に「小学史篇」(あるいは「史篇文字」)に通曉するものが召

され、爰礼など百余人が文字研究の大会とでも言うべきものを開き、爰礼を「小学元士」とし、その成果が『倉頡訓纂』となつている。ここからも、「史篇」が『倉頡篇』を含むものであることが解る。

「史篇」の内容を考える手がかりは、『説文解字』の中にも僅かに存在する。許慎が説解の中で傍証として引く、いわゆる「通人説」の中に、「史篇」が左の如く三条見える。

爽（四上頤部）盛也、从頤、頤亦聲、此燕召公名、讀若郝、史篇名醜、

甸（五下缶部）瓦器也、从缶、包省聲、古者昆吾作甸、案史篇讀與甸同、

姚（十二下女部）虞舜居姚虛、因以爲姓、从女、兆聲、或爲姚嬈也、史篇以爲姚易也

『史籀篇』について劃期的な見解を提出した王国維は、右の「史篇」を『史籀篇』と考えているが、右の三条についての分析をして、

苟篇中有「周且召醜」語、便可知召公之名、苟假甸爲缶、便可知甸字之讀、苟姚易二字連用、便可知以姚爲姚易字、不爲女姓矣（『海寧王靜安先生遺書』所收「史籀篇鈔錄」）

と述べている。王氏は前述の通り「史篇」を『史籀篇』に比定するのであるが、『説文解字』に引かれた「史篇」の形を、口訣字書の形式に復元しようとしている。『漢書』楊雄伝賛に見えるように、「史篇」は『倉頡篇』を包括するものであるから、『説文』に引かれた「史篇」も、やはり『倉頡篇』を中心とする一群の口訣字書でなければならぬ。

漢代には「書館」と呼ばれる書塾があつた。『論衡』自紀篇に言う、

建武三年（王）充生、……八歳出於書館、書館小僮百人以上、皆以過失袒謫、或以書醜得鞭、充書日進、又無過失、手

書既成、辭師受論語尙書、日諷千字、

また崔寔『四民月令』にも、民間における学僮の文字学習の様相が記されている。⁽¹⁹⁾

前掲の資料④『漢書』藝文志によれば、『倉頡篇』は「閭里の書師」が使用していたものであり、ここに見える書塾において『倉頡篇』あるいはそれ以後の口訣字書がテキストとして使用されていたのであろう。『倉頡篇』の後も口訣字書は何種か作成されたが、それらは揚雄の例の如く、『倉頡篇』を補統する形で作成されていたであろう。逆に言えば、『倉頡篇』は口訣字書の中心的存在であった。揚雄伝の「史篇莫善於倉頡」という記述を上掲の議論と重ね合わせると、「史篇」とは口訣字書の総称である、と考えられる。それは、書塾で学僮を対象とした識字教育のテキストであった。

書塾は、おそらく民間の必要に応じて自然発生的に生まれてきたものであろう。その「必要」とは何であったか。それは太史の課す試験であった。すなわち「史篇」とは「史書」を教えるための教科書の総称であったと言える。

六、まとめ

文字を研究する学問としての「小学」は漢代に成立し、その起源はきわめて実用的な方面であった。

漢代では、太史が学僮に文字の試験を課す制度があり、その試験での優秀者は尚書と御史の「史書令史」に就くことができた。

一方、「史書」の語は『漢書』にしばしば見え、用例を分析すれば、「史書」とは尚書や御史の職にある人が公的文書に使用した文字である。つまり、まとめれば「史書」とは太史の課す試験によって任官される尚書、御史の職が使う文字であった。

このような制度が成立すると、民間にはそれに応じて書塾が成立した。そこで「史書」を教えるための口訣字書の総称

を「史篇」と言う。

「小学」の起源の情況は以上のようなものであつたらう。西漢においては「小学」は識字教育を中心とした実用的方面のものであつた。今日我々の考える、文字・音韻・訓詁の三方面的総合的な研究は『説文』の成立を待たねばならない。次に考えるべき問題は、『説文』成立の直前、つまり西漢から東漢への時期の「小学」の情況であるが、これは後日稿を改めることとし、本稿では西漢だけをとり上げることとした。

注

(1) たとえば陳鱣『説文解字正義』に寄す王鳴盛の叙に、「凡訓詁当以毛萇・孟喜・京房・鄭康成・服虔・何休為宗、文字当以許氏為宗、然必先究文字、後通訓詁、故説文為天下第一種書、說徧天下書、不説説文、猶不説也、但能通説文、余書皆未説、不可謂非通儒也」と言う。なお陳氏の書は伝本未見。王叙は『説文解字詁林』補遺前編所収のものによる。

(2) この『漢書』に見える「小学」の用例は『漢書及補注綜合引得』(哈佛燕京学社引得 No. 36) によって検出したが、⑧とした王莽伝の条は該引得には欠落しており、筆者が偶然的に補ない得たものである。従つて他にも欠落している可能性もある。

(3) この点について『説文』段注は、「周礼無八歳入小学之文、因保氏併系之周礼」と言う。

(4) 「周礼」の語は必ずしも書物としての『周礼』を意味しない。たとえば、『説文』一・上に「祐、宗廟主也、周礼有郊宗石室、一曰大夫以石為主、从示石」とあるが、段注に「云周礼者、説左氏家謂成周之礼、非謂周官經有此也」と言う。

(5) 『漢書』郊祀志下に、「是時美陽得鼎、獻之、下有司議、多以為宜薦見宗廟、如元鼎故事、張敞好古文字、按鼎銘勒而上議曰、「臣聞周祖始乎后稷、后稷封於釐、……則郑梁豊鎬之間周旧居也、固宜有宗廟壇場祭祀之臧、今鼎出於郊東、中有刻書曰、「王命尸臣、官此拘邑、賜爾旂鸞敔弼戈、尸臣拜手稽首曰、敢对揚天子丕顯休命」、臣愚不足以述古文、竊以伝記言之、此鼎殆周之所以褒賜大臣、大臣子孫刻銘其先功、臧之於宮廟也、……今此鼎細小、又有款識、不宜薦見於宗廟」、制曰、「京兆尹議是」とある。

(6) 『漢書』刑法志に、「漢興、高祖初入関、約法三章曰、「殺人者死、傷人及盜抵罪」、鑿削煩奇、兆民大説、其後四夷未附、兵革未

息、三章之法不足以禦姦、於是相國蕭何攬撫秦法、取其宜於時者、作律九章、

(7) 『説文』叙に、「自爾秦書有八体、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書、……及亡新居攝、使大司空甄豐等、校文書之部、自以為応制作、頗改定古文、時有六書、一曰古文、孔子壁中書也、二曰奇字、即古文而異者也、三曰篆書、秦始皇帝使下杜人程邈所作也、四曰左書、即秦隸書、五曰繆篆、所以摹印也、六曰鳥蟲書、所以書幡信也、」
と云う。このうち後の王莽六体の三、篆書を程邈に繋ぐのは誤りであるが、今は『説文』の原文を引くのみにとどめる。

(8) 顔師古『漢書集注』の叙例に、「有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晉初」と云う。

(9) 「趨」字、原文は「超」に作るが、黃暉『論衡校釈』の校改に従う。

(10) 今日では『後漢書』の「志」とされているものによる。

(11) 内藤氏「支那における史の起源」(『研幾小録』所収、『全集』第七卷147p)。

(12) 『後漢書』光武帝紀の注に引く。

(13) 『漢書窺管』巻一。

(14) 鎌田氏「漢代の尚書官」(『東洋史研究』26—4)。

(15) 『後漢書』にも「史書」の語は下記の通り見えるが、『漢書』とは様相が異なる。

〔安帝紀〕
恭宗孝安皇帝、……年十歳、好学史書、

〔皇后紀〕

。和熹鄧皇后、……六歳能史書、十二通詩・論語、諸兄每誦経伝、輒下意難問、志在典籍、不問居家之事、母常非之、曰、汝不習女工以供衣服、乃更務学、寧当举博士邪、

。順列烈皇后、……少善女工、好史書、九歳能誦論語、治韓詩、大義略举、

〔宗室四王三侯列伝〕

(北海敬王) 陸能風文、作春秋旨義終始論及賦頌數十篇、又善史書、当世以為楷則、

〔孝明八王伝〕

梁成靖王党、聡恵、善史書、喜正文字、

〔章帝八王伝〕

〔安〕 帝所生母左姬、字小娣、……小娥善史書、喜辭賦、

〔16〕 注〔15〕参照。

〔17〕 『漢書』王莽伝・上に「徵天下通一藝教授十一人以上、及有逸礼・古書・毛詩、……史篇文字、通知其意者、皆詣公車」とある。

〔18〕 たとえば注〔17〕所掲の王莽伝の注に、「孟康曰、史籀所作十五篇古文書也、師古曰、周宣王太史史籀所作大篆書也」と言う。

〔19〕 『齊民要術』卷三に引く『四民月令』に、「正月、……農事未起、命成童以上太学、学五經、（注、謂十五以上至二十也）、硯水积、

命幼童入小学、学篇章、（注、謂九歳以上十四以下、篇章謂六甲九九急就三倉之属）」と言う。